

第77回 定時株主総会 招集ご通知

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は、株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。

開催日時

2020年6月18日(木曜日) 午前10時

開催場所

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス
「PARKSTOWER(パークスタワー)」
7階会議室

議決権行使期限

2020年6月17日(水曜日)午後5時30分

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第77回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 3 |
| 議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件 | 3 |
| [添付書類] | |
| 事業報告 | 6 |
| 連結計算書類 | 19 |
| 計算書類 | 21 |
| 監査報告書 | 23 |

本年より、株主総会にご来場の株主さまにお配りして
りましたお土産は取りやめとさせていただきます。何卒
ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

(証券コード 1850)
2020年5月29日

大阪市浪速区難波中三丁目5番19号
南海辰村建設株式会社
取締役社長 □ 野 繁

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月18日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 なんばパークス「PARKSTOWER(パークスタワー)」7階会議室 ※末尾の会場ご案内図をご参照ください。 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第77期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第77期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |

以 上

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合

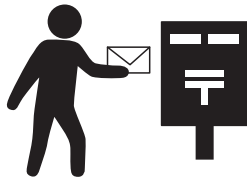


株主総会開催日時

2020年6月18日(木曜日) 午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合



行使期限

2020年6月17日(水曜日) 午後5時30分必着

書面によって議決権を行使することができますので、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

◎次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定にもとづき、当社ホームページ(<https://www.nantatsu.co.jp/ir/soukai.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

事業報告：「会社の体制及び方針」

連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

計算書類：「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査等委員会が監査した事業報告並びに監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載のほか、上記の当社ホームページに掲載した事項となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ホームページに掲載してお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から候補者全員につきまして適任である旨の意見を得ております。

候補者は、つぎのとおりであります。

| 候補者番号 1 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|
| <p>再任</p> <p>わたり しん じ 亘 信 二 (1950年4月12日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 2,000株</p> | <p>1975年4月 南海電気鉄道株式会社入社 2005年6月 同社取締役 2007年6月 同社代表取締役 2007年6月 同社取締役社長兼COO 2015年6月 当社代表取締役 現在に至る 2015年6月 当社取締役会長 現在に至る</p> |
| 候補者番号 2 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
| <p>再任</p> <p>くち の しげる □ 野 繁 (1955年7月26日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 4,100株</p> | <p>1978年4月 南海電気鉄道株式会社入社 2003年6月 同社鉄道営業本部施設部長 2007年6月 同社取締役 2007年6月 同社執行役員 2009年6月 同社常務取締役 2009年6月 当社社外監査役 2013年6月 南海不動産株式会社取締役社長 2017年6月 当社代表取締役 現在に至る 2017年6月 当社取締役社長 現在に至る 2017年6月 当社社長執行役員 現在に至る</p> |

| | |
|--|--|
| <p>候補者番号 3</p> <p>再任</p> <p>おく むら とおる 奥 村 透 (1962年12月20日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 600株</p> | <p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1985年 4月 南海電気鉄道株式会社入社 2009年 6月 同社鉄道営業本部統括部長 2015年 6月 阪堺電気軌道株式会社常務取締役 2017年 6月 当社取締役 現在に至る 2017年 6月 当社常務執行役員 現在に至る</p> |
| <p>候補者番号 4</p> <p>再任</p> <p>の むら あきら 野 村 昭 (1953年 1月18日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 13,500株</p> | <p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1975年 4月 株式会社辰村組入社 2002年 4月 当社東京支店営業第二部長 2007年 6月 当社取締役 現在に至る 2007年 6月 当社執行役員 2011年 6月 当社常務執行役員 現在に至る</p> |
| <p>候補者番号 5</p> <p>再任</p> <p>やま もと のぼる 山 本 昇 (1967年 2月15日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 4,500株</p> | <p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1989年 4月 南海電気鉄道株式会社入社 2010年 6月 南海ビルサービス株式会社取締役 2014年 6月 南海電気鉄道株式会社部長待遇 現在に至る 2014年 6月 南海ビルサービス株式会社常務取締役 2015年 6月 当社執行役員 2016年 6月 当社取締役 現在に至る 2018年 6月 当社常務執行役員 現在に至る</p> |

| | |
|--|---|
| 候補者番号 6 再任 はた やす ひろ 畑 安 弘 (1958年7月31日生) 所有する当社の株式の数 500株 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1982年 4 月 大木建設株式会社入社 2001年 4 月 同社大阪支店営業部長 2004年 1 月 同社大阪支店工事部長 2016年10月 当社建設統括本部建築本部顧問 2017年 1 月 当社執行役員 2018年 6 月 当社取締役 現在に至る 2018年 6 月 当社常務執行役員 現在に至る |
|--|---|

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者のうち現任取締役の担当につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。
 3. 候補者の過去5年間における親会社又はその子会社の業務執行者等の就任状況は、つぎのとおりであります。

| | | | |
|------|--------------|-----------|-----------------|
| 亘 信二 | 南海電気鉄道株式会社 | 2007年 6 月 | 取締役社長兼COO |
| | | 2013年 6 月 | 監査部担当 |
| □野 繁 | 南海不動産株式会社 | 2013年 6 月 | 取締役社長 |
| 奥村 透 | 南海電気鉄道株式会社 | 2009年 6 月 | 鉄道営業本部統括部長 |
| | 三日市町駅整備株式会社 | 2009年 6 月 | 取締役社長 |
| | 阪堺電気軌道株式会社 | 2015年 6 月 | 常務取締役 |
| 山本 昇 | 南海ビルサービス株式会社 | 2014年 6 月 | 常務取締役東京支店副支店長 |
| | 株式会社クラカタ商事 | 2014年 2 月 | 兼不動産管理部長兼事業開発部長 |
| | | | 代表取締役 |

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響、金融資本市場の変動の影響に注視が必要な状況にあります。

この間、建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移しておりますが、慢性的な建設技能労働者不足や建設資材価格の高止まりが続き、決して楽観視できない経営環境が続いてまいりました。

このような状況の下、当社グループでは2018年度を初年度とする「3カ年経営計画」の基本方針にもとづき、「既存事業のブラッシュアップ」、「経営基盤の更なる強化」の各目標達成に向けて取り組んでまいりました。

その結果、建設事業におきましては、当連結会計年度の受注工事高は、前期比1.5%減の513億72百万円となりました。また、完成工事高は前期比8.0%減の398億18百万円となり、次期への繰越工事高は508億14百万円となりました。不動産事業におきましては、前期に一部販売用不動産の売却があったこと等により、不動産事業売上高は、前期比51.3%減の3億37百万円となりました。以上により、当連結会計年度の売上高は、前期比8.7%減の401億55百万円となりました。

利益面では、完成工事高が減少したこと等により、当連結会計年度の完成工事総利益は、前期比12.0%減の42億31百万円となりました。これに不動産事業総利益1億30百万円を加えた売上総利益は前期比12.0%減の43億62百万円となり、営業利益は前期比13.5%減の22億63百万円、経常利益は前期比15.0%減の21億88百万円の利益計上となりました。固定資産売却益74百万円を特別利益に計上する一方で、建設セグメントにおける所有不動産の減損処理を実施したこと等に伴い、20億90百万円を特別損失に計上いたしましたので、親会社株主に帰属する当期純利益は、4億93百万円となりました。

なお、当期につきましては、利益を確保しましたものの、今後厳しくなることが予想される経営環境に対応するため、誠に申し訳ございませんが、無配を継続させていただきたく存じます。

① 企業集団の当期の受注工事高・売上高・繰越工事高

(単位 百万円)

| 区 分 | | 前期繰越工事高 | 当期受注工事高 | 当期売上高 | 次期繰越工事高 |
|------------------|-----|---------|---------|--------|---------|
| 建 設 事 業 | 建 築 | 30,395 | 40,828 | 27,754 | 43,469 |
| | 土 木 | 8,515 | 7,750 | 9,738 | 6,528 |
| | 電 気 | 349 | 2,793 | 2,325 | 816 |
| | 計 | 39,259 | 51,372 | 39,818 | 50,814 |
| 不動産事業 | | — | — | 337 | — |
| 合 計 | | 39,259 | 51,372 | 40,155 | 50,814 |

② 当社の当期の受注工事高・売上高・繰越工事高

(単位 百万円)

| 区 分 | | 前期繰越工事高 | 当期受注工事高 | 当期売上高 | 次期繰越工事高 |
|------------------|-----|---------|---------|--------|---------|
| 建 設 事 業 | 建 築 | 30,127 | 40,361 | 27,095 | 43,393 |
| | 土 木 | 7,921 | 7,252 | 8,842 | 6,332 |
| | 電 気 | 349 | 2,793 | 2,325 | 816 |
| | 計 | 38,398 | 50,407 | 38,263 | 50,542 |
| 不動産事業 | | — | — | 350 | — |
| 合 計 | | 38,398 | 50,407 | 38,613 | 50,542 |

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

| 区 分 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 (当連結会計年度) |
|-------------------------------|--------|--------|---------|---------------------|
| 受注工事高 | 37,490 | 41,727 | 52,147 | 51,372 |
| 売上高 | 43,958 | 40,551 | 43,968 | 40,155 |
| 経常利益 | 2,792 | 2,200 | 2,573 | 2,188 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△) | 1,623 | 1,043 | △1,250 | 493 |
| 1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) | 5.63円 | 3.62円 | △43.38円 | 17.13円 |
| 総資産 | 37,943 | 36,134 | 36,840 | 33,306 |
| 純資産 | 10,165 | 11,308 | 9,986 | 10,425 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中の平均発行済株式総数にもとづき算出しております。なお、自己株式は控除して算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2018年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算出しております。
3. 2018年度は、訴訟損失引当金繰入額及び完成工事補償引当金繰入額33億71百万円を特別損失に計上いたしました。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

| 区 分 | 2016年度 第74期 | 2017年度 第75期 | 2018年度 第76期 | 2019年度 第77期(当期) |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 受注工事高 | 35,163 | 39,631 | 50,380 | 50,407 |
| 売上高 | 42,359 | 38,521 | 42,118 | 38,613 |
| 経常利益 | 2,754 | 2,152 | 2,586 | 2,061 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 1,614 | 1,027 | △1,195 | 396 |
| 1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) | 5.60円 | 3.56円 | △41.48円 | 13.75円 |
| 総資産 | 36,876 | 34,749 | 36,103 | 32,297 |
| 純資産 | 9,649 | 10,694 | 9,467 | 9,871 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中の平均発行済株式総数にもとづき算出しております。なお、自己株式は控除して算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2018年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算出しております。
3. 2018年度は、訴訟損失引当金繰入額及び完成工事補償引当金繰入額33億71百万円を特別損失に計上いたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、世界経済は大きな影響を受けており、先行きの不透明感が強まっております。また、建設業界におきましても、技能労働者の不足や高齢化という構造的な問題を抱える中、景気減速に伴う受注環境の悪化が懸念されており、業界を取り巻く環境は厳しさを増していくものと予想されます。

このような状況の下、当社では「3カ年経営計画」の基本方針である「既存事業のブラッシュアップ」と「経営基盤の更なる強化」にもとづき、土木部門の首都圏での事業拡大を推し進め、バランスの取れた受注構成へシフトするとともに、財務体質の強化に取り組み、目標達成に邁進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は南海電気鉄道株式会社であり、同社は間接保有を含み当社の株式を18,219千株（議決権比率63.22%）保有いたしております。

当社は、親会社から鉄道関連施設、商業施設等の建設工事を請負っているほか、当社の資金借入等に対して親会社より保証を受けております。また、当社は親会社から本社事務所ビル等を賃借しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

ア. 取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に当たりましては、公正かつ適正な条件及び手続きにより行っております。特に建設工事の受注につきましては、当社技術部門の積算と見積を経て請負価額を決定しており、当社の利益を害さないように留意しております。

イ. 取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、事業活動を遂行するに当たり、親会社から支援を受けておりますが、当社の具体的な事業活動や経営判断につきましては、当社独自の方針にもとづき遂行されており、親会社からの一定の独立性は確保されていることから、親会社との取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 (百万円) | 当社の議決権 比率(%) | 主要な事業内容 |
|--------------|--------------|-----------------|----------------------------------|
| 南海建設興業株式会社 | 20 | 100.00 | 建設用仮設資材等の賃貸借、電気、電気通信工事の設計、監理及び請負 |
| 日本ケーモー工事株式会社 | 84 | 100.00 | 鉄道、道路直下の立体交差（アンダーパス）工事の施工及び監理 |

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業内容としております。当社は建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可〔(特-28)第71号〕を受けているほか、子会社2社も建設業許可を受け、建築、土木、電気工事並びにこれらに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許〔(13)第1290号〕を受け、不動産に関連する事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

| | |
|-----|--------------------|
| 本社 | 大阪市浪速区難波中三丁目5番19号 |
| 支店 | 東京(東京都) |
| 営業所 | 和歌山(和歌山県) 横浜(神奈川県) |

(注) 2020年4月1日付の組織変更に伴い、横浜営業所を廃止いたしました。

② 子会社

| | |
|--------------|----------------------|
| 南海建設興業株式会社 | 本社：大阪府貝塚市王子17番地の1 |
| 日本ケーモー工事株式会社 | 本社：東京都台東区浅草橋三丁目19番1号 |

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 524名 | 12名増 |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 456名 | 15名増 | 45.4才 | 17.9年 |

(注) 当社の従業員数には、子会社等への出向社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高(百万円) |
|--------------|------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 981 |
| 株式会社三井住友銀行 | 775 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 775 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 775 |
| 株式会社あおぞら銀行 | 660 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社大覚（以下、「大覚」という。）より受注した分譲マンション「大津京ステーションプレイス」の請負代金の支払いを求めて、2010年1月7日付で大阪地方裁判所に請負代金請求訴訟を提起いたしました。一方、大覚は、本物件には重大な瑕疵が存在するとして、当社に対する損害賠償請求訴訟を提起し、両訴は併合審理されておりましたが、2013年2月26日に第一審判決の言い渡しがあり、当社の大覚に対する請負代金の請求に関して大部分が認められ、大覚の請求は棄却されました。その後、大覚は第一審判決を不服として2013年3月11日付で大阪高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2019年4月12日に大阪高等裁判所は、第一審判決を変更し、当社が大覚に対し、総額18億75百万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命ずる判決を言い渡しました。

当社は、2019年4月22日付で最高裁判所に上告受理の申立を行っておりましたが、2020年3月3日付で最高裁判所より上告審として受理しない旨の決定が通知されました。これにより、当社が大覚への損害賠償金の支払いを命じた大阪高等裁判所の判決が確定し、当該訴訟は終結いたしました。なお、2019年3月期決算において訴訟損失引当金26億64百万円を計上しております。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 47,000,000株
- (2) 発行済株式総数 28,828,178株 (自己株式7,552株を除く。)
- (3) 株主数 4,478名 (前期末比436名減)
- (4) 大株主の状況

| 株 主 名 | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|----------------|---------|---------|
| 南海電気鉄道株式会社 | 16,635 | 57.70 |
| 住之江興業株式会社 | 1,171 | 4.06 |
| 株式会社大林組 | 1,104 | 3.83 |
| 株式会社奥村組 | 800 | 2.78 |
| 前田建設工業株式会社 | 800 | 2.78 |
| 南海辰村建設大阪取引先持株会 | 430 | 1.49 |
| 南海ビルサービス株式会社 | 408 | 1.42 |
| 株式会社三井住友銀行 | 272 | 0.95 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 270 | 0.94 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 260 | 0.90 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 260 | 0.90 |

(注) 持株比率は、自己株式(7,552株)を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------------------------|---------|--------------------|
| 代表取締役 (取締役会長) | 亘 信 二 | |
| 代表取締役 (取締役社長) (社長執行役員) | □ 野 繁 | [品質管理部]、[内部監査室] 担当 |
| 取 締 役 (常務執行役員) | 野 村 昭 | 東京支店長 |
| 取 締 役 (常務執行役員) | 奥 村 透 | 土木本部長 |
| 取 締 役 (常務執行役員) | 山 本 昇 | 管理本部長 |
| 取 締 役 (常務執行役員) | 畑 安 弘 | 建築本部長 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 藤 田 隆 一 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 大 塚 清 明 | 弁護士 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 堀 家 正 則 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 堀 川 博 史 | |

- (注) 1. 当社は、2019年6月21日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、監査役(常勤) 山部 茂、同 福本滋治、監査役 大塚清明、同 藤田隆一及び同 金森哲朗は、任期満了により退任いたしました。
2. 同日、取締役 中田裕之、同 堀家正則及び同 堀川博史は、任期満了により退任いたしました。
3. 同日、藤田隆一、大塚清明、堀家正則及び堀川博史の各氏は、新たに監査等委員である取締役に就任いたしました。
4. 取締役 藤田隆一、同 大塚清明、同 堀家正則及び同 堀川博史は、社外取締役であります。なお、取締役 大塚清明、同 堀家正則及び同 堀川博史は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集、重要な社内会議への出席及び内部監査部門との十分な連携を可能とするため、取締役 藤田隆一を常勤監査等委員として選定しております。

6. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の変更は、次のとおりであります。
 (2019年6月21日付)

代表取締役
 (取締役社長)
 (社長執行役員) □ 野 繁 [品質管理部]、[内部監査室] 担当

7. 2020年4月1日付の組織変更により、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

代表取締役
 (取締役社長)
 (社長執行役員) □ 野 繁 [内部監査室] 担当

取締役
 (常務執行役員) 野 村 昭 東京建築本部長、東京支店長

取締役
 (常務執行役員) 畑 安 弘 大阪建築本部長

8. 当社は、執行役員制度を導入しております。2020年3月31日現在の執行役員は、上記取締役兼務者5名及び次の6名であります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 業 務 |
|--------|---------|-----------------------|
| 常務執行役員 | 中 田 裕 之 | 土木本部副本部長 |
| 常務執行役員 | 菊 地 義 信 | 東京支店副支店長兼東京支店営業第一部長 |
| 執行役員 | 森 岡 啓 | 建築本部副本部長 |
| 執行役員 | 崎 井 威 洋 | 東京支店副支店長 |
| 執行役員 | 吉 田 成 夫 | [安全環境部]、[購買部] 担当、購買部長 |
| 執行役員 | 北 村 聡 | 管理本部副本部長兼管理本部経営企画部長 |

9. 2020年4月1日付の組織変更により、執行役員の担当を次のとおり変更いたしました。

常務執行役員 中 田 裕 之 土木本部副本部長兼土木本部大阪土木事業部長

常務執行役員 菊 地 義 信 [安全環境部] 担当、東京建築本部副本部長
 兼東京建築本部統括部長兼東京建築本部営業第一部長

執行役員 森 岡 啓 大阪建築本部副本部長

執行役員 崎 井 威 洋 東京建築本部副本部長

執行役員 吉 田 成 夫 [品質管理部]、[購買部] 担当

執行役員 北 村 聡 管理本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|----------------------------|------------|------------------------|
| 取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役） | 9名 (2名) | 96,682千円 (1,200千円) |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 4名 (4名) | 15,120千円 (15,120千円) |
| 監 査 役 （うち社外監査役） | 3名 (3名) | 6,840千円 (6,840千円) |
| 合 計 | 16名 | 118,642千円 |

- (注) 1. 上記には、2019年6月21日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名を含んでおります。このうち、退任取締役2名は、同株主総会終結の時をもって新たに監査等委員に就任したため、支給人員及び支給額につきましては、取締役在任期間分は取締役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役のうち藤田隆一及び金森哲朗の2氏に対しては、報酬を支払っておりません。
4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第52回定時株主総会において月額37,000千円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、同株主総会において月額4,500千円以内と決議されております。
5. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第76回定時株主総会において年額444,000千円以内と決議されております。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、同株主総会において年額54,000千円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況

| | | 取締役会(12回開催) | | 監査役会(3回開催) | | 監査等委員会(9回開催) | |
|------------------|------|-------------|-------------------|------------|--------|--------------|--------|
| | | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 藤田隆一 | 10回 | 83.3% (100.0%) | － | － | 9回 | 100.0% |
| 取締役 (監査等委員) | 大塚清明 | 12回 | 100.0% | 3回 | 100.0% | 9回 | 100.0% |
| 取締役 (監査等委員) | 堀家正則 | 12回 | 100.0% | － | － | 9回 | 100.0% |
| 取締役 (監査等委員) | 堀川博史 | 12回 | 100.0% | － | － | 9回 | 100.0% |

(注) 取締役(常勤監査等委員) 藤田隆一は、2019年6月21日に社外役員(社外取締役)に就任いたしました。就任後、取締役会は10回開催されており、その出席率を()内に表示しております。

イ. 取締役会、監査役会及び監査等委員会における発言状況

- ・ 取締役(常勤監査等委員) 藤田隆一は、その就任後に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、親会社の監査役として経営監督を行った経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
- ・ 取締役(監査等委員) 大塚清明は、当該事業年度に開催された取締役会12回のうち、監査役として2回、監査等委員として10回、また、監査役会及び監査等委員会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
- ・ 取締役(監査等委員) 堀家正則は、当該事業年度に開催された取締役会12回のうち、取締役として2回、監査等委員として10回、また、監査等委員会のすべてに出席し、建築分野の研究者として培った経験と見識にもとづき、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
- ・ 取締役(監査等委員) 堀川博史は、当該事業年度に開催された取締役会12回のうち、取締役として2回、監査等委員として10回、また、監査等委員会のすべてに出席し、親会社の執行役員として業務執行を行った経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

③ 当社の親会社又は当該親会社の子会社から役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 36,000千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査に対する報酬の額と金融商品取引法にもとづく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を聴取したうえで、会計監査人の過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画の内容及び監査時間、要員体制、報酬単価等を検討した結果、報酬見積は相当であり、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により、その会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、その会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定します。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部) | 千円 | (負債の部) | 千円 |
| 流動資産 | 27,748,148 | 流動負債 | 20,737,886 |
| 現金預金 | 3,661,094 | 支払手形・工事未払金等 | 12,812,467 |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 20,585,465 | 短期借入金 | 5,532,088 |
| 未収入金 | 94,016 | 未払法人税等 | 18,918 |
| 販売用不動産 | 1,990 | 未成工事受入金 | 640,785 |
| 未成工事支出金 | 272,640 | 完成工事補償引当金 | 1,189,135 |
| 材料貯蔵品 | 95,812 | 賞与引当金 | 254,087 |
| 供託金 | 2,190,000 | その他 | 290,403 |
| その他 | 885,466 | 固定負債 | 2,142,529 |
| 貸倒引当金 | △38,336 | 長期借入金 | 966,148 |
| 固定資産 | 5,558,172 | 退職給付に係る負債 | 1,044,307 |
| 有形固定資産 | 3,600,855 | その他 | 132,074 |
| 建物・構築物 | 1,289,223 | 負債合計 | 22,880,415 |
| 機械・運搬具・工具器具備品・リース資産 | 70,622 | (純資産の部) | |
| 土地 | 2,241,009 | 株主資本 | 10,425,596 |
| 無形固定資産 | 229,044 | 資本金 | 2,000,000 |
| 投資その他の資産 | 1,728,272 | 資本剰余金 | 1,703,527 |
| 投資有価証券 | 211,818 | 利益剰余金 | 6,725,905 |
| 破産更生債権等 | 70,847 | 自己株式 | △3,837 |
| 長期保証金 | 106,551 | その他の包括利益累計額 | 309 |
| 退職給付に係る資産 | 573,270 | その他有価証券評価差額金 | 1,594 |
| 繰延税金資産 | 733,209 | 退職給付に係る調整累計額 | △1,285 |
| その他 | 129,208 | 純資産合計 | 10,425,905 |
| 貸倒引当金 | △96,634 | | |
| 資産合計 | 33,306,321 | 負債純資産合計 | 33,306,321 |

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|------------|------------------|
| | 千円 | 千円 |
| 売上高 | | |
| 完成工事高 | 39,818,087 | |
| 不動産事業売上高 | 337,343 | 40,155,430 |
| 売上原価 | | |
| 完成工事原価 | 35,586,680 | |
| 不動産事業売上原価 | 206,695 | 35,793,376 |
| 売上総利益 | | |
| 完成工事総利益 | 4,231,406 | |
| 不動産事業総利益 | 130,647 | 4,362,054 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,098,187 |
| 営業利益 | | 2,263,866 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息配当金 | 7,287 | |
| 受取地代家賃 | 5,597 | |
| その他 | 8,721 | 21,606 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 36,885 | |
| 訴訟関連費用 | 29,185 | |
| その他 | 31,030 | 97,101 |
| 経常利益 | | 2,188,371 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 74,892 | 74,892 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 1,917,982 | |
| 訴訟関連損失 | 136,121 | |
| 投資有価証券評価損 | 36,199 | 2,090,303 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 172,960 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 51,763 | |
| 法人税等調整額 | △372,648 | △320,884 |
| 当期純利益 | | 493,844 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | — |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 493,844 |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | 千円 | (負債の部) | 千円 |
| 流動資産 | 26,727,599 | 流動負債 | 20,342,802 |
| 現金預金 | 3,036,333 | 支払手形 | 4,524,812 |
| 受取手形 | 755,649 | 工事未払金 | 7,901,521 |
| 完成工事未収入金 | 19,275,972 | 不動産事業未払金 | 2,870 |
| 未収入金 | 94,016 | 短期借入金 | 5,532,088 |
| 販売用不動産 | 1,990 | 未成工事受入金 | 622,712 |
| 未成工事支出金 | 265,327 | 完成工事補償引当金 | 1,188,240 |
| 材料貯蔵品 | 94,251 | 賞与引当金 | 242,768 |
| 供託金 | 2,190,000 | その他 | 327,788 |
| その他 | 1,050,497 | 固定負債 | 2,082,876 |
| 貸倒引当金 | △36,440 | 長期借入金 | 966,148 |
| 固定資産 | 5,569,764 | 退職給付引当金 | 1,031,805 |
| 有形固定資産 | 3,430,114 | その他 | 84,923 |
| 建物・構築物 | 1,193,206 | 負債合計 | 22,425,678 |
| 機械・運搬具 | 1,199 | (純資産の部) | |
| 工具器具・備品 | 16,677 | 株主資本 | 9,871,872 |
| 土地 | 2,213,285 | 資本金 | 2,000,000 |
| リース資産 | 5,745 | 資本剰余金 | 1,703,527 |
| 無形固定資産 | 222,238 | その他資本剰余金 | 1,703,527 |
| 投資その他の資産 | 1,917,411 | 利益剰余金 | 6,172,182 |
| 投資有価証券 | 193,352 | その他利益剰余金 | 6,172,182 |
| 関係会社株式 | 218,889 | 繰越利益剰余金 | 6,172,182 |
| 長期貸付金 | 4,847 | 自己株式 | △3,837 |
| 破産更生債権等 | 70,847 | 評価・換算差額等 | △187 |
| 長期前払費用 | 15,412 | その他有価証券評価差額金 | △187 |
| 長期保証金 | 102,875 | 純資産合計 | 9,871,685 |
| 前払年金費用 | 601,870 | | |
| 繰延税金資産 | 717,000 | | |
| その他 | 84,499 | | |
| 貸倒引当金 | △92,184 | | |
| 資産合計 | 32,297,363 | 負債純資産合計 | 32,297,363 |

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------|------------|------------------|
| | 千円 | 千円 |
| 売上高 | | |
| 完成工事高 | 38,263,442 | |
| 不動産事業売上高 | 350,402 | 38,613,845 |
| 売上原価 | | |
| 完成工事原価 | 34,361,023 | |
| 不動産事業売上原価 | 214,735 | 34,575,759 |
| 売上総利益 | | |
| 完成工事総利益 | 3,902,419 | |
| 不動産事業総利益 | 135,666 | 4,038,086 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,908,894 |
| 営業利益 | | 2,129,191 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息配当金 | 7,664 | |
| 受取地代家賃 | 5,597 | |
| その他 | 7,867 | 21,128 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 36,943 | |
| 訴訟関連費用 | 29,185 | |
| その他 | 22,389 | 88,518 |
| 経常利益 | | 2,061,801 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 74,892 | 74,892 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 1,917,982 | |
| 訴訟関連損失 | 136,121 | |
| 投資有価証券評価損 | 36,199 | 2,090,303 |
| 税引前当期純利益 | | 46,389 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 22,021 | |
| 法人税等調整額 | △372,000 | △349,978 |
| 当期純利益 | | 396,368 |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

南海辰村建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 研 了 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 圭 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南海辰村建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南海辰村建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

南海辰村建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 研 了 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 圭 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南海辰村建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、2019年6月21日に開催された第76回定時株主総会におきまして当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので2019年4月1日から2019年6月21日定時株主総会終結までの監査につきましては、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を監査等委員会が引き継ぎ、監査の方法及び結果を確認の上、当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている親会社等との取引についての当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

南海辰村建設株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 藤田 隆 一 ㊟

監査等委員 大塚 清 明 ㊟

監査等委員 堀家 正 則 ㊟

監査等委員 堀川 博 史 ㊟

(注) 監査等委員（常勤）藤田隆一、監査等委員 大塚清明、堀家正則及び堀川博史は会社法に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

なんばパークス「PARKSTOWER(パークスタワー)」 7階会議室
 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 電話 06(6636)1315



交通の
ご案内

| | |
|-----------|--------------|
| 南海電鉄 なんば駅 | 南口直結 |
| 地下鉄 なんば駅 | |
| 御堂筋線・千日前線 | 5番出口より徒歩約5分 |
| 四つ橋線 | 32番出口より徒歩約9分 |

本年より、株主総会にご来場の株主さまにお配りしておりました**お土産は取りやめ**とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。